

訂正表

資料名	ページ	訂正後	訂正前
要求水準書	4	4 事業計画書等 (3) 事業報告書の作成 指定管理者は、事業年度の終了後又は指定を取り消された日から<u>30</u>日以内に、(中略)を本市に提出するものとします。	4 事業計画書等 (3) 事業報告書の作成 指定管理者は、事業年度の終了後又は指定を取り消された日から<u>60</u>日以内に、(中略)を本市に提出するものとします。